

令和4年度下請状況実地調査結果について

R5.3.1
入札監理課

1 調査方法

(1) 調査目的

福島県元請・下請関係適正化指導要綱の遵守状況について実地調査を行うことで、元請・下請関係の実態を把握し、必要な指導を行い、元請・下請関係の適正化を徹底する。

(2) 調査時期

令和4年11月～令和5年1月

(3) 調査対象

令和3年度に契約した落札率が低い工事や下請構造が複雑な工事、下請比率の高い工事等を抽出し、調査対象業者を選定した。調査を実施した業者数は、元請会社5者、下請会社11者（一次5者、二次4者、三次2者）の計16者。

(4) 調査内容

ア 主な調査項目

- ① 下請契約及び変更契約締結の状況
- ② 下請代金の支払状況
- ③ 賃金支払状況
- ④ 社会保険加入状況及び法定福利費の支払状況
- ⑤ 施工体制台帳等の作成状況
- ⑥ その他県元請・下請関係適正化指導要綱遵守状況（下請への履行確認結果報告、下請報告書と下請金額等）

イ 調査方法

調査対象者を訪問し、下記の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

【確認した関係書類】

確認項目	確認した書類
下請代金の決定に関する資料	見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書 など
下請契約から完成までの経過に関する資料	下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）、下請変更契約書、完成引渡書 など
支払に関する資料	請求書、支払台帳、通帳、支払通知書 など
賃金支払いに関する資料	賃金台帳 など
保険加入状況に関する資料	保険者番号、保険料納付書
完成報告、履行確認に関する資料	完成届、検査結果通知 など

2 調査結果

元請会社5者、下請会社11者（一次5者、二次4者、三次2者）の計16者（A～P者）に下請状況実地調査を行った結果、5者6件の不適事項を確認した。

調査対象 囲みが本調査を行った会社と元下契約。

工事1		道路橋りょう整備工事（県南方部 当初契約額2.6億円）	
<p><施工体系></p>			
		<p>1 選定理由</p> <p>落札率90%未満で、下請構造が複雑であり、一次下請のうち、契約額が大きいB者、二次下請のC者、三次下請のD者との契約等を確認する。</p> <p>2 調査結果</p> <p>①～③の契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。 ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。 ・下請代金は適正に支払われていた。 	
落札率	88.6%	外注率	77.2%
下請業者数	13者(一次5者、二次1者、三次7者)		

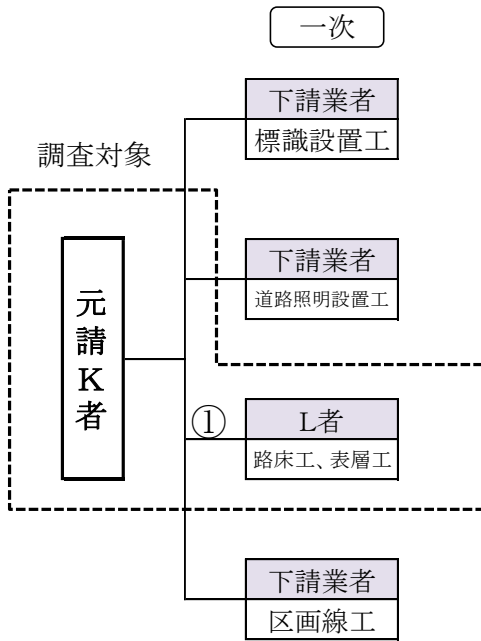
工事 2		道路橋りょう整備工事（県中南部 当初契約額 2.3 億円）	
<p><施工体系></p> <p>調査対象</p> <pre> graph LR E[元請 E者] --- F1[F者 舗装工] E --- G1[G者 舗装工] E --- G2[G者 舗装工] E --- G3[G者 舗装工] E --- G4[G者 舗装工] F1 --- G1 F1 --- G2 F1 --- G3 F1 --- G4 </pre>		<p>1 選定理由</p> <p>落札率が90%未満で下請が比較的多く、一次下請F者と二次下請の中で最も請負代金の大きいG者の2者との契約等を確認する。</p> <p>2 調査結果</p> <p>①及び②の契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。 ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。 ・下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。 	
落札率	89.1%	外注率	42.5%
下請業者数	5者（一次1者、二次4者）		

工事 3		砂防工事（えん堤）（県中南部 当初契約額 1.1 億円）	
<p><施工体系></p> <p>調査対象</p> <pre> graph LR H[元請 H者] --- I1[I者 砂防土工] H --- J1[J者 砂防土工] H --- J2[J者 砂防土工] H --- S1[下請業者 型枠・コンクリート工] H --- S2[下請業者 伐採工] H --- S3[下請業者 砂防土工] I1 --- S1 I1 --- S2 I1 --- S3 </pre>		<p>1 選定理由</p> <p>落札率が90%程度で下請構造が複雑であり、一次下請のうち、有資格者で契約額が大きいI者及び二次下請で金額が大きいJ者の契約等を確認する。</p> <p>2 調査結果</p> <p>①の契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。 ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。 ・下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。 <p>②の契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請書に「県元請・下請関係適正化指導要綱」の規定を遵守する旨の条項がなかった。 	
落札率	90.0%	外注率	44.4%
下請業者数	6者（一次3者、二次3者）		

工事4

道路橋りょう整備工事（県中方部 当初契約額 0.6 億円）

<施工体系>



落札率	90.9%	外注率	30.7%
下請業者数	4者(一次4者)		

1 選定理由

落札率が90%程度で、下請が比較的多いK者の元請工事で、下請工事額が最も大きいL者との契約等を確認する。

2 調査結果

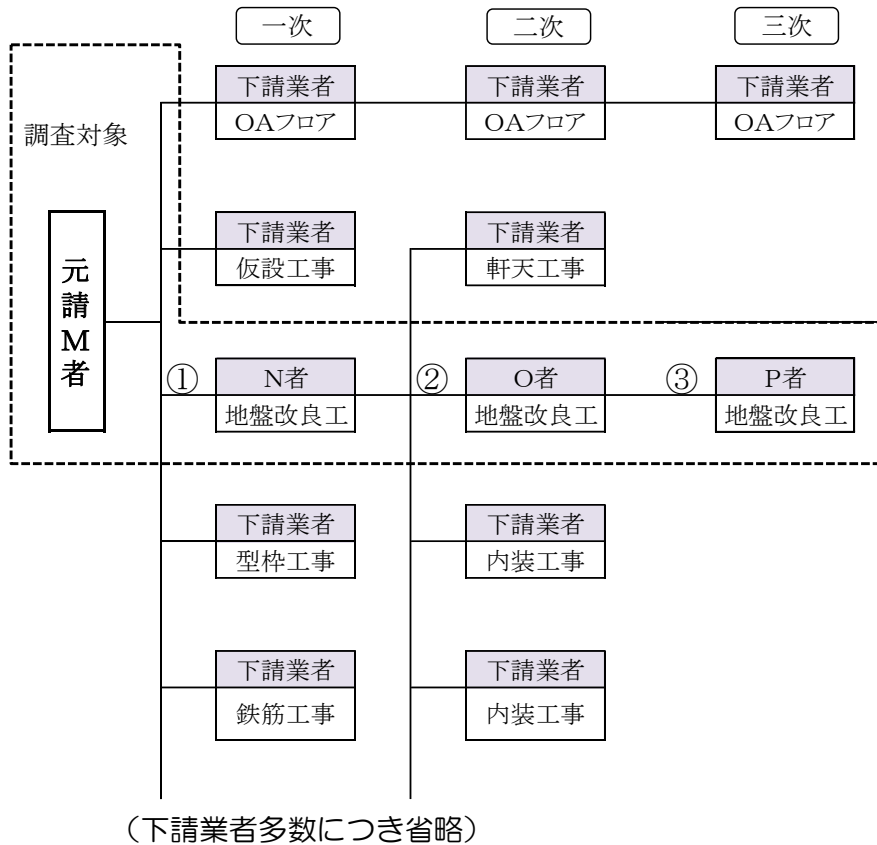
①の契約について

- ・見積依頼書が書面で確認できなかった。また、見積書に日付が記載されていなかった。
- ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。
- ・下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。
- ・注文書と見積書の法定福利費に差違があった。

工事 5

県有施設整備（建築）工事（県中方部 当初契約額 6.2 億円）

<施工体系>



落札率	89.4%	外注率	79.9%
下請業者数	80者(一次33者、二次36者、三次11者)		

1 選定理由

落札率が90%未満で、下請構造が複雑な元請M者の工事について、一次下請のうち最も請負金額の大きいN者と、N者の二次下請、三次下請で最も金額の大きいO者、P者との契約関係を確認する。

2 調査結果

①及び②の契約について

- ・見積書に法定福利費が明示されていた。
- ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。
- ・下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。

②の契約について

- ・契約書に「県元請・下請関係適正化指導要綱」を遵守する旨の記載がなかった。

③の契約について

- ・見積書に法定福利費の額が確認できなかった。
- ・下請け工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。

3 事業者への指導

主な不適事項について、事業者により口頭指導を行った。

不 適 事 項	件数	指導した業者数
(1) 契約の不適	0 件	0 者
(2) 見積書への法定福利費額の不明示 ・ 見積書に法定福利費の額が明示されていなかった。 (1 件)	1 件	二次 1 者
(3) その他 ・ 見積依頼を文書によらず、口頭で依頼していた。 (1 件) ・ 県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守する旨の記載が契約書等に明記されていなかった。(2 件) ・ 見積書に日付がなかった。(1 件) ・ 契約書と見積書の法定福利費に差違があった。 (1 件)	5 件	4 者 元請 1 者 一次 3 者
計	6 件	5 者 (実数)